

評 価 書

設 備 機 材 名

盤 類

①分電盤（OA盤及び実験盤を含む）

申 請 者 名

株式会社白川電機製作所

所在地 東京都目黒区目黒本町二丁目7番1号

製 造 所 名

株式会社白川電機製作所 茨城工場

(所在地) 茨城県古河市下大野2000番地
ISO9001登録工場

納入地区及び
アフターサービス地区

全国

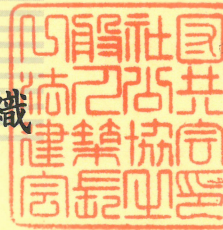
申請のあった上記設備機材について、下記のとおり評価する。

令和6年3月31日

一般社団法人 公共建築協会

会 長 藤 田 伊 織

記



1 評 価 の 結 果

本設備機材について、建築材料・設備機材等評価委員会で申請資料に基づき評価した結果、次の評価基準を満たしているとする。

- (1) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」に適合する品質・性能が確保されている。
- (2) 適切な品質管理・製造管理が行われている。
- (3) 納入体制が整備されている。
- (4) アフターサービス体制が整備されている。

2 評 価 の 前 提

申請者により提出された資料には、事実と反する記載がないものとして評価した。

3 評 価 書 の 有 効 期 間

本評価書の有効期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

評 価 書

設 備 機 材 名

盤類

②制御盤

申 請 者 名

株式会社白川電機製作所

所在地 東京都目黒区目黒本町二丁目7番1号

製 造 所 名

株式会社白川電機製作所 茨城工場
(所在地) 茨城県古河市下大野2000番地
ISO9001登録工場

納入地区及び
アフターサービス地区

全国

申請のあった上記設備機材について、下記のとおり評価する。

令和6年3月31日

一般社団法人 公共建築協会

会 長 藤 田 伊 織

記



1 評 価 の 結 果

本設備機材について、建築材料・設備機材等評価委員会で申請資料に基づき評価した結果、次の評価基準を満たしていると認める。

- (1) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」に適合する品質・性能が確保されている。
- (2) 適切な品質管理・製造管理が行われている。
- (3) 納入体制が整備されている。
- (4) アフターサービス体制が整備されている。

2 評 価 の 前 提

申請者により提出された資料には、事実と反する記載がないものとして評価した。

3 評 価 書 の 有 効 期 間

本評価書の有効期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

評 価 書

設 備 機 材 名

盤 類

③キュービクル式配電盤
(1)CB形(PF・S形を含む)

申 請 者 名

株式会社白川電機製作所

所在地 東京都目黒区目黒本町二丁目7番1号

製 造 所 名

株式会社白川電機製作所 茨城工場
(所在地) 茨城県古河市下大野2000番地
ISO9001登録工場

納入地区及び
アフターサービス地区

全国

申請のあった上記設備機材について、下記のとおり評価する。

令和6年3月31日

一般社団法人 公共建築協会

会 長 藤 田 伊 織

記



1 評 価 の 結 果

本設備機材について、建築材料・設備機材等評価委員会で申請資料に基づき評価した結果、次の評価基準を満たしているとする。

- (1) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」に適合する品質・性能が確保されている。
- (2) 適切な品質管理・製造管理が行われている。
- (3) 納入体制が整備されている。
- (4) アフターサービス体制が整備されている。

2 評 価 の 前 提

申請者により提出された資料には、事実と反する記載がないものとして評価した。

3 評 価 書 の 有 効 期 間

本評価書の有効期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

評 価 書

設 備 機 材 名

盤類

- ④高圧スイッチギヤ (CW形)
(2) 定格短時間耐電流の限定なし

申 請 者 名

株式会社白川電機製作所

所在地 東京都目黒区目黒本町二丁目7番1号

製 造 所 名

株式会社白川電機製作所 茨城工場
(所在地) 茨城県古河市下大野2000番地
ISO9001登録工場

納入地区及び
アフターサービス地区

全国

申請のあった上記設備機材について、下記のとおり評価する。

令和6年3月31日

一般社団法人 公共建築協会

会 長 藤 田 伊 織

記



1 評 価 の 結 果

本設備機材について、建築材料・設備機材等評価委員会で申請資料に基づき評価した結果、次の評価基準を満たしていると認める。

- (1) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」に適合する品質・性能が確保されている。
- (2) 適切な品質管理・製造管理が行われている。
- (3) 納入体制が整備されている。
- (4) アフターサービス体制が整備されている。

2 評 価 の 前 提

申請者により提出された資料には、事実と反する記載がないものとして評価した。

3 評 価 書 の 有 効 期 間

本評価書の有効期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。